

のとおりとし、新市において調整する」

上・下水道事業（下水道）の取扱いについて

専門部会から次のような提案がありました。委員から、もう少し勉強したいとの意見があり、継続協議となりました。

1.『下水道使用料金』については、原則として、各務原市の現行制度に統一するものとする。ただし、『料金の徴収方法』については、合併後、早い時期に各務原市の現行制度に統一する。

2.『排水設備工事助成金』については、原則として、廃止するものとする。ただし、川島処理区においては、平成19年度まで現行制度を存続する。

3.『下水道受益者負担金』については、それぞれの市町の現行制度のまま存続する。なお、

『前納報奨金制度』については、各務原市の現行制度に統一し、『農地等の徴収猶予制度』については、川島町の現行制度を基本上に統一する。

4.『水洗便所改造等資金利子補給』については、各務原市の現行制度に統一する。

【主な意見】
・前納報奨金が合併後、即各務原市に統一となっているが、

大事な問題なので、もう少し勉強したい。継続協議にしてほしい。

川島町役場に「振興局」を設置

第10回合併協議会

第10回合併協議会が11月28日、

特別会議室で開催されました。
この日は、第7回協議会で繼

りました。

協議となつていていた「高齢者福祉事業の取扱い」について再度協議の結果、原案どおり承認されました。

また、「消防防災関係事業の取扱い」など、新たに提案された4議案すべてが原案どおり承認されました。

【主な意見】
・百歳祝い金の原資となつている青井信尚福祉事業基金については、例えば学校図書館などに青井文庫をつくるなど、

それでいいのか

・高金利の時代には前納報奨金の意味があつたが、今は低金利時代。各務原市は15年度から報奨金を2分の1にした。

川島町では、これまで排水設備の助成金制度を続けてきた。事業が完了するまで何とかできなかいか

・川島町では、これまで排水設備の助成金制度を続けてきた。事業が完了するまで何とかできなかいか

●下水道事業の主な調整方針(案) ※継続協議中

項目	各務原市	川島町	調整方針
使用料金	基本料金 2ヶ月 20mまで1,540円	2ヶ月 20mまで1,700円	合併後、早い時期に各務原市の現行制度に統一
	従量料金 21~50m ³ 100円/m ³ 51~100m ³ 110円/m ³ 101~200m ³ 120円/m ³ 201m ³ ~ 130円/m ³ ※一般家庭の平均(2ヶ月で50m ³)は4,550円	21~1,000m ³ 95円/m ³ 1,001m ³ ~ 110円/m ³ ※一般家庭の平均(2ヶ月で50m ³)は4,540円	
	徴収方法 毎月検針で検診の当日徴収	毎月検針で検診の翌々月徴収	
排水設備工事助成金	制度なし	3万円	合併後、原則廃止 ただし、平成17年度より3年間は現行制度を存続
受益者負担金	受益者負担金 土地の面積×500円/m ²	土地の面積×430円/m ²	現行どおり、各務原処理区は単位金額500円、川島処理区は430円
	前納報奨金制度 5年一括前納の場合 約10%を交付	5年一括前納の場合 約21%を交付	

高齢者福祉事業の取扱いについて

継続協議事項

第7回協議会で専門部会から提案された調整案に対し、百歳祝い金と敬老祝い金の取扱いにより継続協議となっていました。今回、再協議の結果、調整案どおり、各務原市に統一すること

【主な意見】
・百歳祝い金の原資となつていては、例え学校図書館などに青井文庫をつくるなど、何かの形で名前を残しておきたい

●高齢者福祉事業の調整方針

項目	各務原市	川島町	調整方針
百歳祝い金	100歳到達者に祝い金(10万円)ほか	100歳到達者に祝い金(100万円)ほか	合併する日をもつて各務原市の現行制度に統一
敬老祝い金	年度内に77歳・88歳・99歳を迎える者に祝い金(1万~2万円)	75歳以上全員に祝い金(5千~1万2千円)	平成17年度から、各務原市の現行制度に統一
古希の賀・敬老会	年度内に70歳を迎える者を対象に式典・アトラクション	75歳以上の者を対象に式典・アトラクション	
老人文化週間行事	2月に囲碁・将棋・演芸大会・俳句・作品展示	なし	新市の住民を対象に継続して実施
いきいきデイサービスセンター	対象者に、生活指導、養護、入浴、配食サービス等	対象者に、生活指導、リハビリ、健康体操等	新市において引き続き実施。サービス内容等については別途、専門部会において調整
展望浴場	なし(類似施設として稻田園に浴場あり)	生きがいセンター内に設置	
在宅介護者支援金支給事業	対象者に支援金(年6万円)を支給		
給食(配食)サービス	対象者の自宅に配食し、直接手渡しをする		
はいかい高齢者検知システム	はいかい高齢者の早期発見のため、GPS機能の端末機を所持させ万一の場合に備える		
成年後見制度利用支援事業	成年後見制度に基づく権利行使等を支援(裁判所申立費用、後見人報酬の市費負担)		
外国人高齢者福祉金支給事業	対象者に福祉金(年12万円)を支給		
その他	地域ケア推進事業、生活管理ショートステイ事業等		

- 基金の使い道は、合併以前のことなので川島町の権限でやつてもらいたい、協議会に諮る必要はない
- 基金を社会福祉協議会に入れ

ることも一つの方法であるのも一つの方法

敬老祝い金に関しては、各務原市でも以前は70歳全員に配っていた。百歳には100万円渡していた。しかし平成10



適切な住民サービスを提供し、地域の課題に迅速かつ的確に対応できるよう「振興局」が置かれることになった現川島町役場(写真は1階の保険住民課)

事務組織及び機構の取扱いについて
協議の結果、次のとおり承認されました。

「現在の川島町役場については、適切な住民サービスを提供するため、(仮称)川島振興局を設置する。なお、各務原市の『事務組織及び機構』については、現行のまま存続する」

【主な意見】

- 川島振興局をわざわざつくらなくてもいいのではないか。

消防防災関係事業(常備消防・消防団)の取扱いについて
協議の結果、次のとおり承認

入れるようにする

羽島郡広域連合消防本部はいづごろまで存続しそうか。

両市町が新市として一緒にいろいろとするのをむしろ阻害する可能性があると思う

常備消防については、羽島郡広域連合の解散とともに新市へ引き継ぐものとする。消防体制については、現体制以上の強化が図られるよう新市において決定する。

消防団については、各務原市の現行制度に統一する。なお、統一により格差の生じる川島地区の消防団員の報酬等については、緩和措置を講ずる

【主な意見】

・現在、消防団員数は各務原市が人口13万余りで600人、川島町は1万で120人といふ体制。これは、川島町が川

中島という特殊事情であるにもかかわらず水防団がなく、川島地区に特例的に配慮している。特に今回、受け付けているが、事務分掌にはしてない。相談事については受付けていて、事務分掌にはしてない。特に今回、川島地区に特例的に配慮したのは、公共施設その他の維持補修等についての初動的な窓口は振興局で出来るのは、公共施設その他の維持補修等についての初動的な窓口は振興局で出来るようにしてあること

・振興局の名にふさわしい事務内容として「川島地区の振興」について、人員数等から火災を入れてほしい

↓(専門部会回答)

羽島郡広域連合消防本部はいづごろまで存続したい

されました。

常備消防については、羽島郡広域連合の解散とともに新市へ引き継ぐものとする。消防体制については、現体制以上の強化が図られるよう新市において決定する。